

### 3 最近における奄美群島振興開発事業と今後の動きについて

(1) 奄美群島の概況・振興開発事業関係資料

(2) 奄美群島振興開発関係予算資料

(3) 奄美群島振興開発審議会の開催状況等資料

### 3 最近における奄美群島振興開発事業と今後の動きについて(国土交通省)

#### (1) 奄美群島の概況・振興開発事業関係資料

## 奄美群島の概要

### 1. 地理的・自然的特性

- ・奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島等有人8島
- ・鹿児島市の南西約370～560kmの範囲に位置、琉球弧の一部を構成
- ・総面積は1,231km<sup>2</sup>（奄美大島は712km<sup>2</sup>で沖縄本島、佐渡島に次ぐ面積）
- ・気候は亜熱帯性気候で、四季を通じて温暖、多雨
- ・台風の常襲地帯

### 2. 沿革

- ・西暦1460年頃 全島が琉球王朝の支配下に入る。
- ・西暦1609年 薩摩藩の征縄役の結果、奄美群島は琉球から分割されて薩摩藩に直属
- ・明治8年 鹿児島県大島大支庁が名瀬に置かれる。
- ・昭和21年 連合軍総司令部の覚書により日本本土から行政分離され、沖縄に本部を置く米国軍政下に統治される。
- ・昭和28年 日本に返還され、鹿児島県の行政管理下に編入される。
- ・昭和29年 奄美群島復興特別措置法制定(以後、約5年ごとに期限を延長)
- ・昭和39年 奄美群島振興特別措置法と改称
- ・昭和49年 奄美群島振興開発特別措置法と改称
- ・平成16年 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正
- ・平成21年 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正  
(有効期限を平成25年度末まで5か年延長)  
奄美群島振興開発基本方針を策定  
奄美群島振興開発計画を策定(鹿児島県)

### 3. 概況

- ・人口 : 118,773人(平成22年国勢調査)  
[参考] 昭和30年国勢調査 205,363人
- ・行政組織 : 奄美市、大島郡11町村(鹿児島県大島支庁 所在地:奄美市)
- ・所得 : 1,933千円(平成20年度1人当たり所得)、対全国格差70.2%
- ・主な産業 : <農業> さとうきび(沖縄に次ぐ生産量)  
花き(菊、ユリ、ソリダゴ、グラジオラス)  
野菜(ばれいしょ、さといも)  
肉用牛  
果樹(タンカン、ポンカン、すもも)  
<水産業> (クルマエビ、マグロ、カツオ、イカ)  
<製造業> 大島紬、黒糖焼酎  
<観光リゾート> 年間約40万人の観光客(入込み客数)

#### [奄美群島の主要指標]

項	目	年次	奄美	鹿児島県	沖縄県	全国
人口増減率(H22/S30)	(%)	H22	△ 42.2	△ 16.5	73.9	42.2
65歳以上人口構成比	(%)	H17	27.7	24.8	16.1	20.1
1人当たり所得	(千円)	H20	1,933	2,253	2,039	2,754
〃 対全国格差	(%)		70.2	81.8	74.0	100.0
生活保護率	(%)	H23	48.9	18.3	21.4	15.6
消費者物価地域差指数(総合)		H21	(H23.2) 102.9	(H23.2) 101.4	(H23.2) 97.8	(H23.1) 100.0
ガソリン価格		H22	(奄美市名瀬) 163	(鹿児島市) 141	(那覇市) 130	136
市町村財政力指数		H21	0.17	0.29	0.35	0.55
合計特殊出生率		H21	2.13	1.56	1.79	1.37

## 奄美群島の位置・概況

0 200 400km

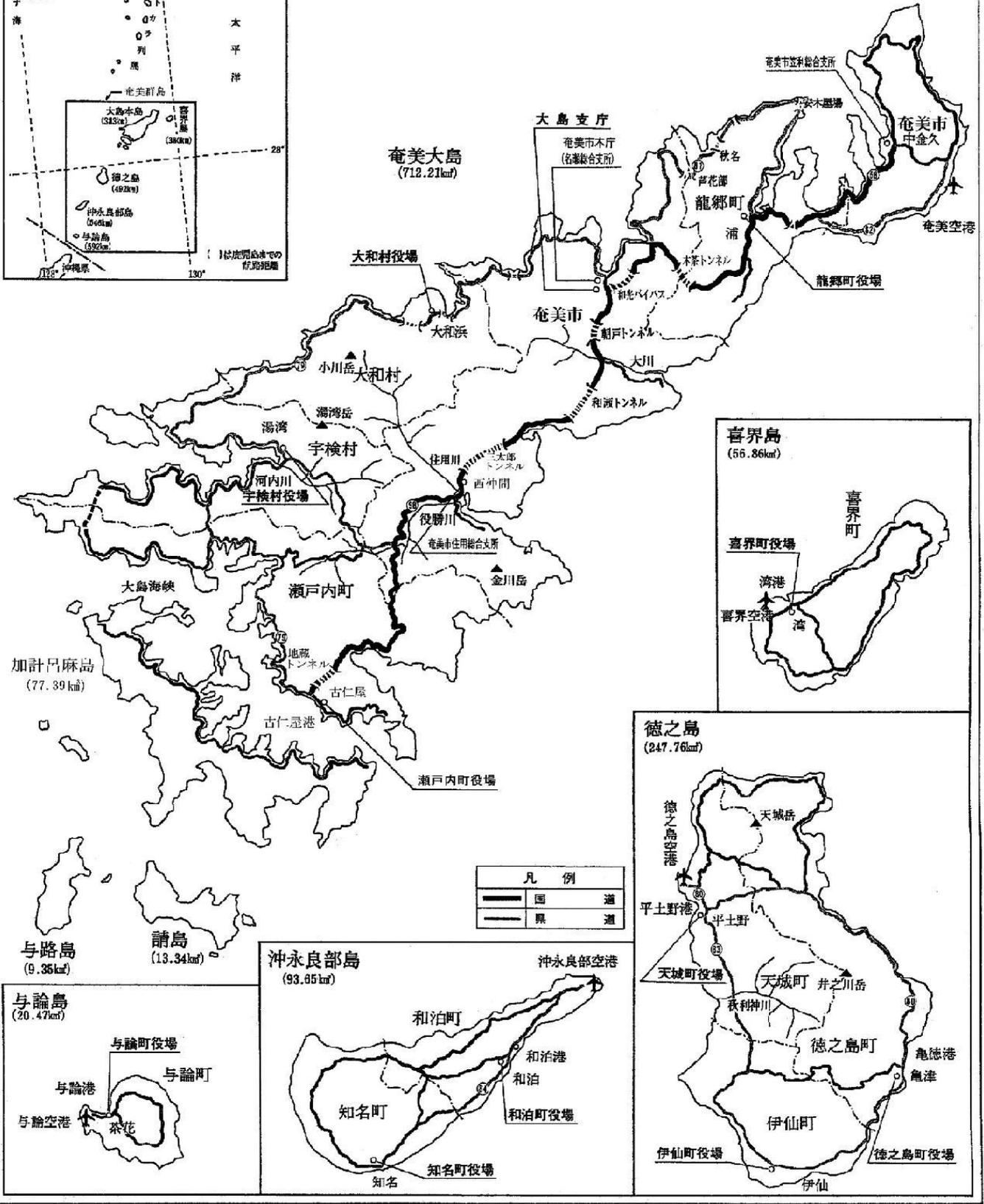
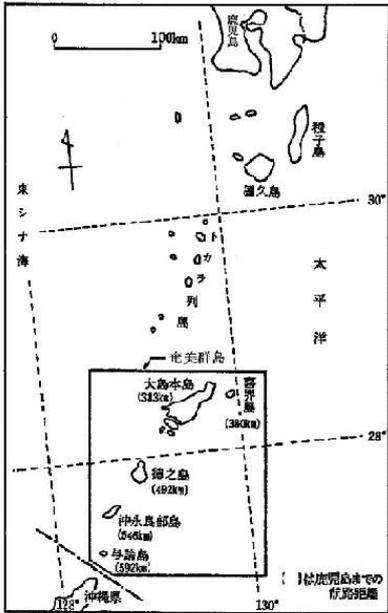


面積 1,231 km<sup>2</sup> (鹿児島県の13.5%)

人口 118,773人(平成22年国調)

有人8島 [ 奄美大島 加計呂麻島 与路島  
請島 喜界島 徳之島  
沖永良部島 与論島 ]

# 奄美群島概略図



凡例	
—	国道
—	県道

# 奄美群島振興開発特別措置（昭和29年法律第189号）の概要

## 1. 目的

本法は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

## 2. 経緯

- ・昭和29年5月24日 地方行政委員会提出法案（保岡武久ほか24名提出）  
（提案理由）  
奄美群島の復帰に伴い、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図るとともに住民の生活の安定に資するために、特別措置としての総合的な復興計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する必要がある。
- ・昭和29年6月21日 公布
- ・以降概ね5年毎に延長（内閣提案）され、直近改正は平成21年3月31日

## 3. 概要

- (1) 奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）  
国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長と協議して、基本方針を定める。（平成21年度を初年度とし、5箇年を目途。）
- (2) 奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）  
鹿児島県は、基本方針に基づき、市町村の作成した振興開発計画案の内容を反映させるように努めつつ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の同意を得て、振興開発計画を定める。（平成21年度を初年度とし、5箇年を目途。）
- (3) 支援措置
  - ① 公共事業に係る補助率のかさ上げ等
  - ② 地方債についての配慮
  - ③ 医療の確保等についての配慮
  - ④ 交通の確保等についての配慮
  - ⑤ 農林水産業の振興についての配慮
  - ⑥ 就業の促進についての配慮
  - ⑦ 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮
  - ⑧ 高齢者の福祉の増進についての配慮
  - ⑨ 教育の充実等についての配慮
  - ⑩ 地域文化の振興等についての配慮
  - ⑪ 地域間交流の促進についての配慮
  - ⑫ 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮
  - ⑬ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
- (4) 税制上の措置
  - ① 所得税及び法人税に係る特別償却制度
  - ② 奄美群島振興開発基金に係る非課税措置
- (5) 奄美群島振興開発基金の設置  
振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給する等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完する。  
なお、平成16年10月に独立行政法人へ移行した。

## 4. 法律の期限

平成26年3月31日

## 主な支援措置

### 1 県や市町村が行う事業に対する特別の助成

- ① 公共事業に係る補助率かさ上げ
- ② 公共事業に係る一部の事業における採択条件の緩和
- ③ 行政経費による産業等振興のための支援

### 2 税制上の優遇

- ① 製造業、観光関連農林水産物等販売業及び情報サービス業等に係る所得税及び法人税に係る特別償却制度（国税）
- ② 製造業、旅館業、観光関連農林水産物販売業等に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置（地方税）

### 3 独立行政法人奄美群島振興開発基金の設置

振興開発計画に基づく事業に伴い民間事業者に対する必要な資金の供給（融資、債務保証） ※平成16年10月に独立行政法人へ移行。

### 4 その他各省の施策における配慮

## 奄美群島の不利性について

奄美群島は地理的、自然的、歴史的な特殊事情による不利性や本土との間の経済社会的な諸格差を解消するため、これまで、法に基づく数次の振興開発計画を実施し、社会資本の整備等を行ってきた。これらの目的は以下のとおり。

### 【法律上の振興開発の目的（奄美群島振興開発特別措置法抜粋）】

第一条 この法律は、奄美群島の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

この特殊事情とは、具体的には次のとおり。

### 【地理的特殊事情】

鹿児島市等の集積地からの外洋遠隔性、遠洋分散性等に起因する移動コスト、物流コストの増大等地理的特殊事情による不利性

(例)

鹿児島市から直線距離で372km～547kmの距離

(奄美大島と与論島間の最遠地同士の距離：約219km)

(参考) 東京から、大阪まで約395km、青森まで約578km

鹿児島空港から空路で65分～80分の所要時間

鹿児島港からフェリーで11時間～19時40分の所要時間

※ 空路とフェリーの時刻は、平成24年1月現在の各運行会社より公表されている時刻表による。

### 【自然的特殊事情】

亜熱帯気候による台風の常襲地帯である等の自然的特殊事情による不利性

(例)

台風の常襲地帯・・・昭和46年から平成19年の37年間に発生した台風の約20%が奄美大島の500km以内に接近

ハブ存在・・・山林・畑地等での生産活動への支障

特殊病害虫・・・アリモドキゾウムシ及びイモゾウムシをはじめとした病害虫による農作物への被害があるため、これら病害虫の他地域へのまん延防止の観点から寄主植物となるサツマイモ属植物等の島外への移動の禁止

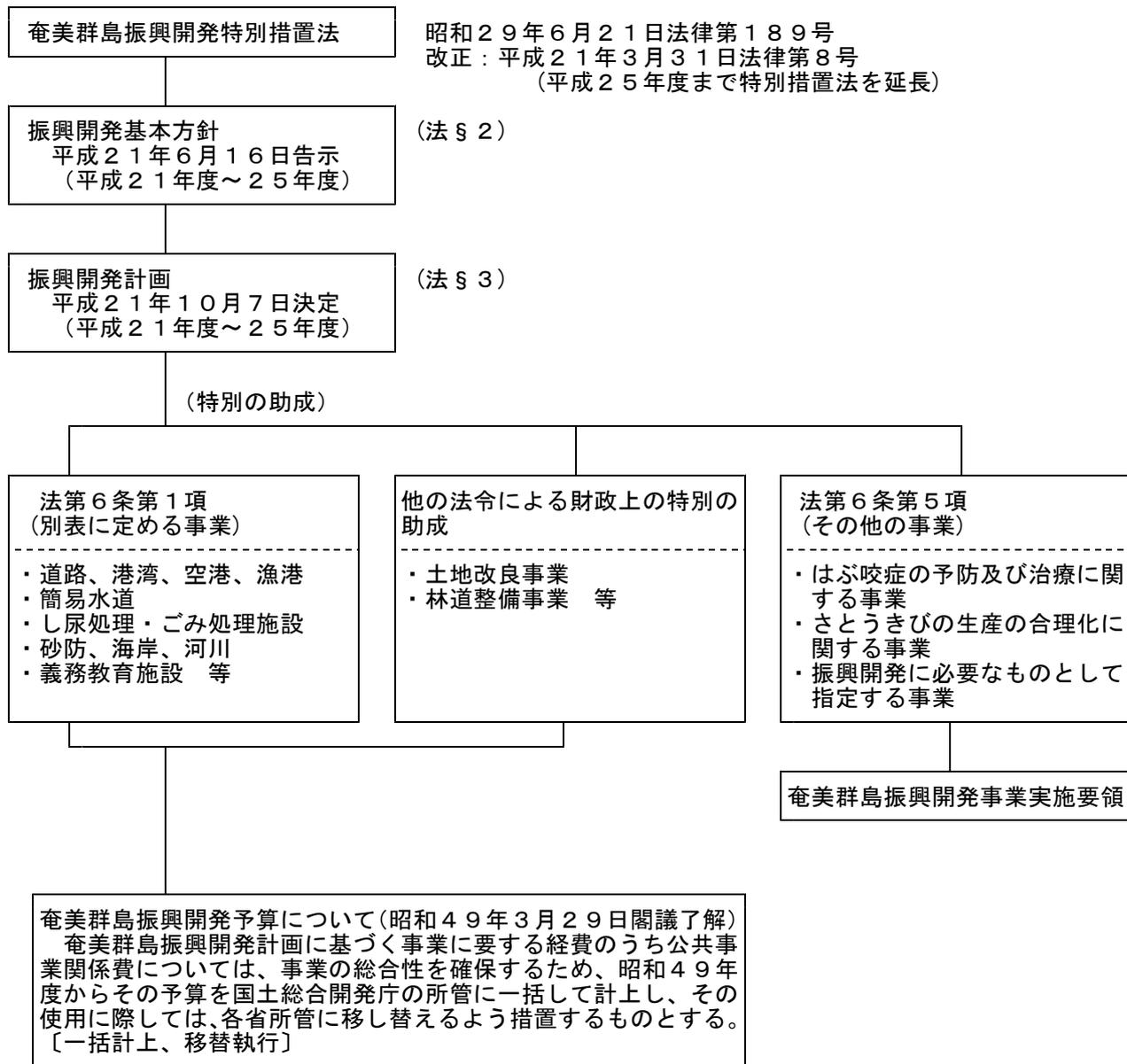
### 【歴史的特殊事情】

戦後米軍の支配下にあったことによる開発の遅れ等の歴史的特殊事情による不利性

(例)

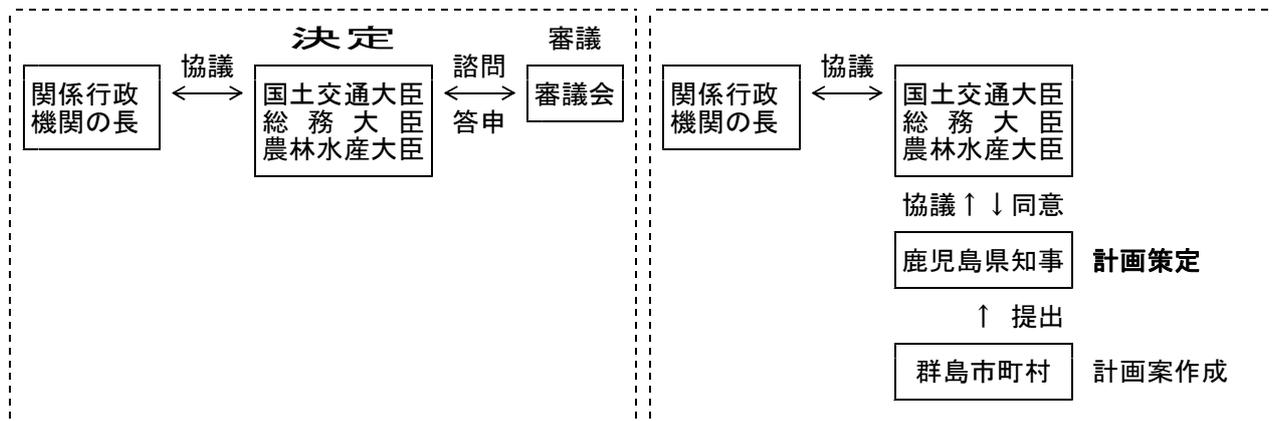
戦後の奄美群島は、昭和28年12月まで米国軍政下において統治されていた間、社会基盤整備・生活基盤整備が進まず戦後復興が遅れ、また製造業等の立ち後れによる産業構造上の非効率性による経済面での格差の発生

# 奄美群島振興開発事業のしくみ



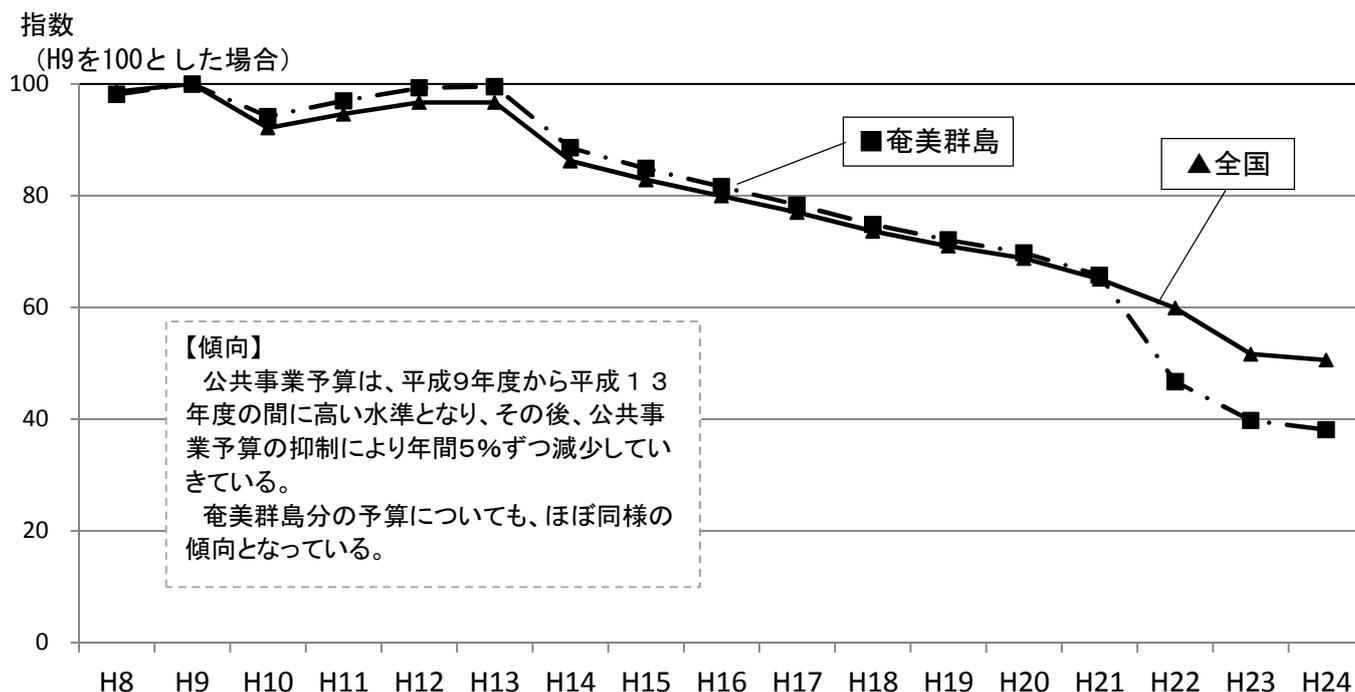
〔振興開発基本方針策定のしくみ〕

〔振興開発計画策定のしくみ〕



※ 審議会＝奄美群島振興開発審議会

### 公共事業（一括計上）関係予算の推移（指数）



#### 【奄美群島】

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国費 (億円)	422	430	405	417	427	428	381	365	351	337	322	310	300	283	201	171	164
指数	98	100	94	97	99	100	89	85	82	78	75	72	70	66	47	40	38

※指数＝予算最高額の年度（平成9年度）予算額を100とした場合の指数。また、平成24年度は予算案。

平成24年度の予算額には、この他、地域自主戦略交付金（一括交付金）として移管した額37億円（平成23年度：33億円）程度があり、これとの合算額では201億円程度（指数47）となる。

#### （参考）【全国】

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国費 (兆円)	9.6	9.7	8.9	9.2	9.4	9.4	8.4	8.0	7.7	7.5	7.1	6.9	6.7	6.3 <sup>※</sup>	5.8	5.0	4.9
指数	99	100	92	95	97	97	86	83	80	77	74	71	69	65	60	52	51

※指数とは、予算最高額の年度（平成9年度）予算額を100とした場合の指数。また、平成24年度は予算案。

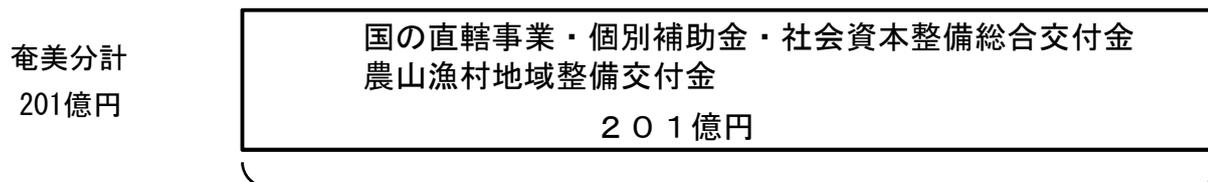
平成21年度の額は、この他に前年度まで特別会計に計上されていた地方道路整備臨時交付金相当額が一般会計に計上されたことによる額約6,825億円が増加している。この額を合算すると平成21年度の額は約7兆円（指数72）となる。

平成24年度の予算額には、東日本大震災復興特別会計（仮称）計上予算のうち、全国防災に関するものを含む。

## 公共事業予算にかかる交付金化の推移

奄美群島振興開発事業にかかる公共事業予算は、事業の総合性を確保するため、個別の補助事業等について国土交通省にて予算を一括計上して計上し、予算措置後は各事業実施省に移し替えるうえ執行していたが、最近においては、地方公共団体実施事業の自由度を高める等の観点から交付金化されている。

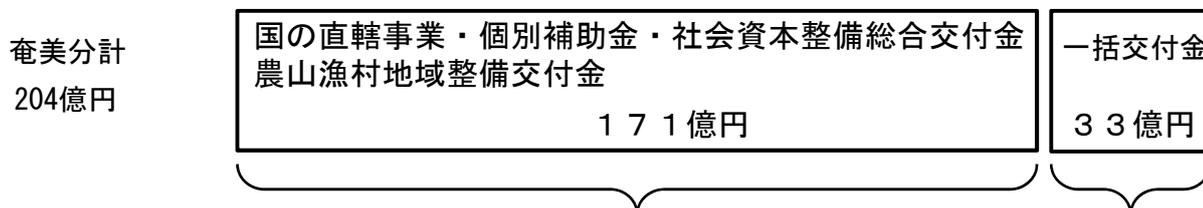
- 平成22年度**
- ・社会資本整備総合交付金（国交省）、農山漁村地域整備交付金（農水省）の創設
  - ・個別補助金の一部を上記交付金に移行



国交省一括計上



- 平成23年度**
- ・地域自主戦略交付金（一括交付金）の創設
  - ・これまでの個別補助金等のうち、県事業の一部を地域自主戦略交付金へ移行。一括計上ではないが奄美分について相当額を明示。

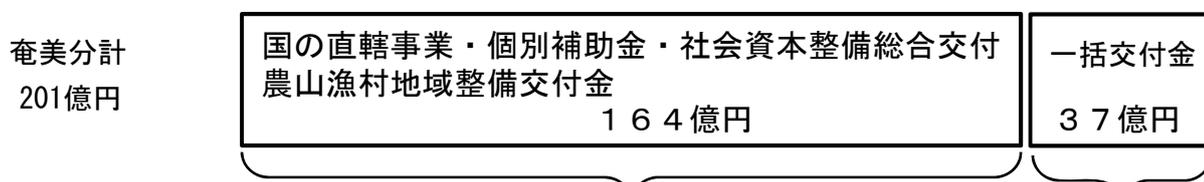


国交省一括計上

内閣府計上



- 平成24年度**
- ・個別補助金等の県事業のうち一括交付金への移行対象事業を拡大



国交省一括計上

内閣府計上

社会資本整備総合交付金：国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設。

農山漁村地域整備交付金：自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の自由な創意工夫によるソフト事業も実施可能な、自由度が高く、使い勝手の良い新たな交付金

地域自主戦略交付金：「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための交付金

## 公共事業の主な内容

平成21年3月に奄美群島振興開発特別措置法が改正・延長されて以降、実施されている主な公共事業は次のとおり。

なお、代表的な事業をあげており、これ以外にも鹿児島県等が事業主体となって実施している事業がある。

### 【港湾事業】

名瀬港（奄美大島）

事業期間：平成3年度から平成25年度

事業主体：国（直轄）

事業内容：名瀬港沖防波堤の整備等

和泊港（沖永良部島）

事業期間：平成12年度から平成34年度

事業主体：鹿児島県（国費補助率10分の9）

事業内容：和泊港沖防波堤の整備等

### 【空港整備事業】

徳之島空港（徳之島）

事業期間：平成18年度から平成28年度

事業主体：鹿児島県（国費補助率10分の8）

事業内容：滑走路の改良、護岸改良事業等

### 【農業農村整備事業】

徳之島用水地区（徳之島）

事業期間：平成9年度から平成27年度

事業主体：国（直轄）

事業内容：ダム、揚水機場、用水路等の整備

沖永良部地区（沖永良部島）

事業期間：平成19年度から平成30年度

事業主体：国（直轄）

事業内容：地下ダム、用水路等の整備

ムチャカナ地区（喜界島）

事業期間：平成9年度から平成24年度

事業主体：鹿児島県（国費補助率3分の2）

事業内容：畑地かんがい排水施設等の整備

### 【社会資本整備総合交付金】

網野子バイパス（奄美大島）

事業期間：平成15年度から平成26年度

事業主体：鹿児島県（国費補助率10分の8）

事業内容：トンネルの掘削及び取り付け道路の整備等

名瀬運動公園（奄美大島）

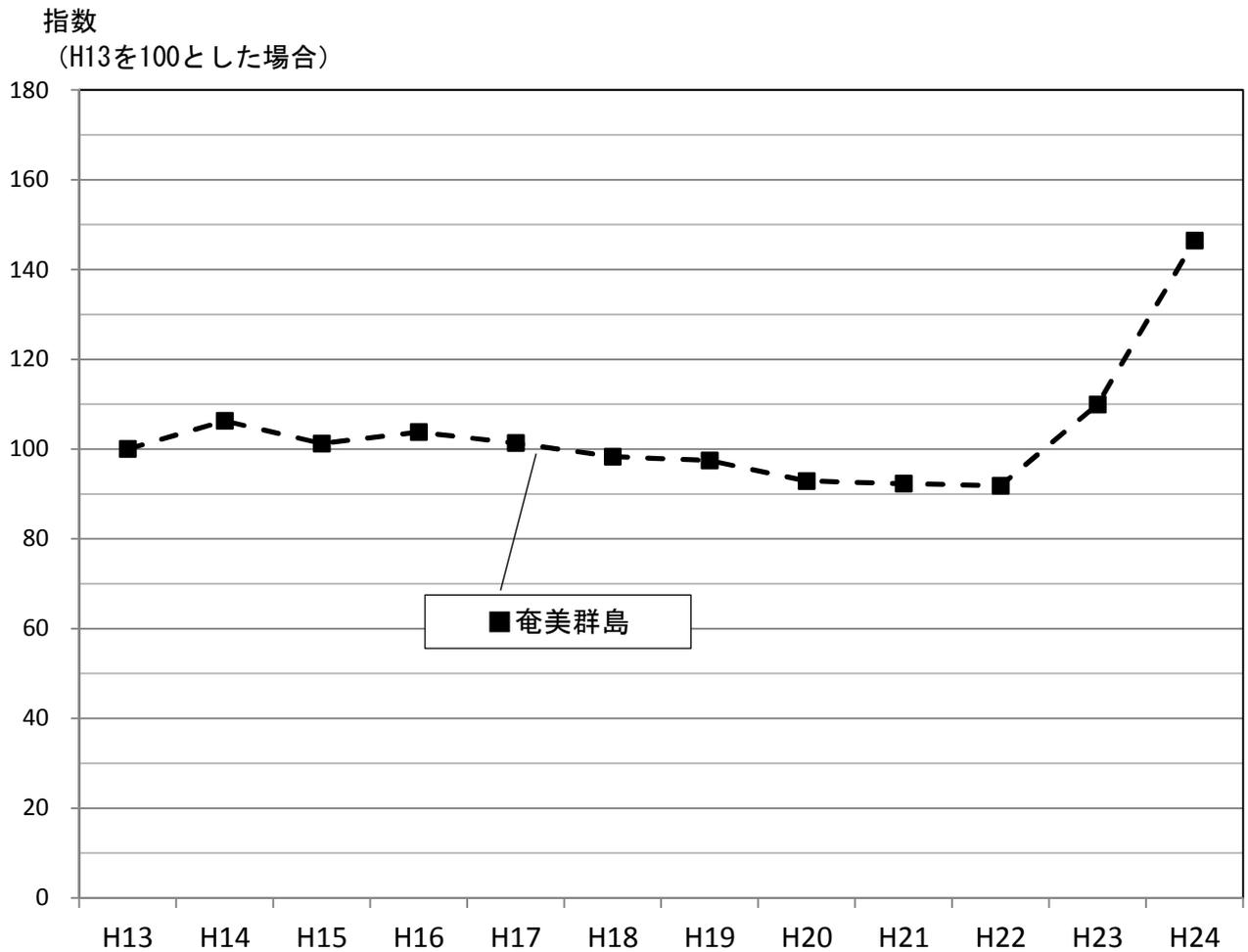
事業期間：平成23年度から平成27年度

事業主体：奄美市（国費補助率10分の5）

事業内容：陸上競技場、野球場の整備等

※ これらの整備により、平成23年度秋からプロ野球球団が秋期キャンプを実施、また、日本オリンピック委員会のロンドンオリンピックの陸上競技強化センターに認定される。

## 非公共関係予算の推移（指数）



### 【奄美群島】

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国費 (百万円)	472	501	477	489	478	464	459	438	435	433	518	690
指数	100	106	101	104	101	98	97	93	92	92	110	146

※指数＝平成13年度の予算額を100とした場合の指数。

○奄美群島の非公共事業は、奄美群島の自立的発展のため真に必要な経費について、その年ごとに地元から要望を受けて予算要求を行っている。平成24年度は、公共施設の避難所機能向上等のための施設整備等を実施するため予算が伸びている。

奄美群島の非公共事業（平成24年度予算）

地理的不利性を克服できる産業である情報通信産業や豊かな自然環境伝統文化を活かした観光産業の振興、高付加価値型農業の推進に向けた地域主体の取組を推進するための環境整備、それらを担う人材の育成等、ソフトとハードが一体となった総合的施策を実施



## 非公共事業の主な内容

平成21年3月に奄美群島振興開発特別措置法が改正・延長されて以降、実施されている主な非公共事業のうちハード施設の整備は次のとおり。

なお、代表的な事業をあげており、これ以外にも地元市町村等が主体となって実施している事業がある。

### 情報通信産業インキュベート施設整備事業

事業主体：奄美市

事業期間：平成23年度（平成23年度予算「元気な日本復活特別枠」）

内 容：情報通信産業は、外海離島においても距離的不利性を軽減できる数少ない産業の一つであり、地域においても、重点的に振興を図る産業として取組を推進している。このため、情報通信産業の拠点を整備し、地元企業の育成や企業誘致等を促進することにより、雇用機会の拡大を図る。

### 奄美の農産物流通機能強化事業（奄美市公設地方卸売市場）

事業主体：奄美市

事業期間：平成21～22年度

内 容：奄美群島唯一の公設市場である奄美市公設地方卸売市場は、施設の老朽化が進んだことなどから、青果物の安定的な集荷・供給体制に支障が生じていた。

このため、新たに卸売市場を整備し、奄美群島の農産物の流通拠点施設として青果物の安定供給を図るとともに、地産地消や食育の取組等を強化し地元農産物の生産拡大を図る。

### 奄美大島選果場整備事業

事業主体：奄美市

事業期間：平成23年度～平成24年度

内 容：タンカン等の亜熱帯果実については、出荷基準が統一されていないことから

品質・等級にバラツキがあり、出荷安定やブランド産地化の障害となっている。

このため、出荷基準の統一を図るとともに、先進的な光センサーによる糖度計を備えた選果施設を整備することにより、亜熱帯果実の高付加価値化を図る。

なお、施設の運営は、奄美大島内全市町村が共同して行う予定。

### 徳之島食肉センター施設整備事業

事業主体：徳之島愛ランド広域連合（徳之島3町）

事業期間：平成23年度

内 容：徳之島においては、その処理法が内地と異なるなど伝統的な豚食文化が根付いてきた。今回、これらの食文化を残しつつ、安全・安心な食肉を提供するため新たな食肉センターを整備し、伝統的な食文化の継承を図る。

### 観光拠点連携整備事業（与論町ゆんぬ体験館）

事業主体：与論町

事業期間：平成22年度

内 容：与論島は、一般的な観光はもとより、積極的に修学旅行の誘致及び受け入れを行っているが、当該旅行に必要な体験学習について、与論島固有の自然、歴史、食文化などについて体験できる施設を整備することにより、体験型観光の促進を図る。

### 観光拠点連携整備事業（西郷南州記念館）

事業主体：和泊町

事業期間：平成22年度

内 容：沖永良部島は、明治維新の西郷隆盛が謫居した場所であり、ゆかりのある遺訓等の史料が数多く残されている。このことから、我が国における歴史的重要な人物の史料等を展示する施設を整備し、島外旅行者島の観光交流の促進を図る。

## 平成24年度 奄美群島振興開発関係予算（国費ベース）

## I 奄美群島振興開発事業

## (1) 公共事業(予算の一括計上)

(単位：百万円)

経 費 区 分	平成24年度 予算額	うち		平成23年度 予算額	対前年度比
		「特別枠」	「復旧・復興枠」		
1 治水・治山	1,568	0	0	365	430%
治水	1,491	0	0	280	533%
治山	77	0	0	85	91%
2 港湾空港鉄道等	1,176	0	0	1,783	66%
港湾	978	0	0	1,464	67%
空港	198	0	0	319	62%
3 水道・廃棄物処理等	679	0	0	732	93%
簡易水道	581	0	0	646	90%
廃棄物処理施設	98	0	0	86	114%
4 農業農村整備	6,590	585	0	6,590	100%
5 森林水産基盤整備	553	50	0	667	83%
森林整備	97	0	0	144	67%
水産基盤整備	456	50	0	523	87%
6 社会資本整備総合交付金	5,776	288	124	6,631	87%
7 農山漁村地域整備交付金	97	48	0	342	28%
公共事業計	16,439	971	124	17,110	96%

## (2) 非公共事業

(単位：百万円)

経 費 区 分	平成24年度 予算額	うち		平成23年度 予算額	対前年度比
		「特別枠」	「復旧・復興枠」		
1 振興開発・産業振興等事業	591	0	0	388	153%
(1) 産業振興等地域資源活用	204	0	0	160	/
(2) 奄美群島体験交流	213	0	0	84	
(3) 人材育成支援	7	0	0	6	
(4) 生活・環境保全対策	168	0	0	138	
2 奄美農業創出支援事業	73	0	0	104	70%
3 奄美群島振興開発調査等	28	0	0	31	90%
非公共事業計	693	0	0	523	133%
総 計	17,132	971	124	17,633	97%

## 【参考】

経 費 区 分	平成24年度 予算額	うち		平成23年度 予算額	対前年度比
		国交省計上	※ 内閣府計上		
奄美群島関係予算計	億円程度 208	億円程度 171	億円程度 37	億円程度 209	程度 100%

※国土交通省一括計上の一部が内閣府所管の地域自主戦略交付金（一括交付金）に移行。奄美への配分予定として公表されている金額は、奄美分37億円程度（23年度は33億円程度）である。

## II 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(単位：百万円)

財政投融资特別会計(投資勘定)出資金	200	—	—	200	100%
--------------------	-----	---	---	-----	------

**これまでの奄美審議会の開催状況**

第93回奄美群島振興開発審議会（平成17年11月22日）

- ・平成18年度奄美群島振興開発関係予算について  
概算要求状況について説明・議論（事務局・農林水産省）

第94回奄美群島振興開発審議会（平成18年5月18日）

- ・平成18年度奄美群島振興開発事業概要  
予算の説明・質疑（事務局）
- ・奄美群島における振興開発のあり方について  
あり方についての議論（事務局）

第95回奄美群島振興開発審議会（平成20年2月13日）

- ・奄美群島に関する最近の動向  
来年度予算の説明・質疑（事務局）
- ・奄美群島振興開発計画の成果と課題  
事業の実施状況の説明（鹿児島県）

第96回奄美群島振興開発審議会（平成20年5月14日）

- ・奄美群島振興開発の方向について  
奄美群島振興開発総合調査結果の説明（鹿児島県）
- ・国の支援あり方について  
審議会委員による議論

第97回奄美群島振興開発審議会（平成20年6月18日）

- ・奄美群島振興開発に対する意見具申（国交・総務・農水大臣あて）  
意見具申案について議論、決定

法改正・延長（平成21年3月31日）

第98回奄美群島振興開発審議会（平成21年5月20日）

- ・奄美群島振興開発基本方針の承認  
奄美群島振興開発基本方針について議論・承認

国土交通大臣 冬柴鐵三 あて  
総務大臣 増田寛也 あて  
農林水産大臣 若林正俊 あて

奄美群島振興開発審議会  
会長 宮廻甫允

### 奄美群島の振興開発について

本審議会は、奄美群島振興開発計画の最終年度にあたり、奄美群島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、奄美群島振興開発特別措置法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

#### 記

昭和28年12月に我が国に復帰した奄美群島については、昭和29年の復興計画以来、数次にわたり振興開発のための計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、地域住民の生活水準が向上したほか、高付加価値型農業や焼酎産業の進展等もみられる。特に、現在の奄美群島振興開発特別措置法により振興開発計画の策定主体が国から県に移行し、地域住民の参画も得て関係地方公共団体により主体的な計画が策定された。このため、そうした計画等に基づき自立的経済社会への転換を目指して地域の特徴や伝統文化を踏まえた観光や交流活動等が積極的に展開され、自立的発展について、その萌芽がみられる等一定の成果をあげている。

今後の奄美群島の振興開発においては、より一層の自立的発展に向けて、地域主体の取組の定着を図ることが重要である。具体的には、奄美群島では、これまで不利性としてとらえられてきた地理的、自然的条件等を他の地域に無い優位性のある魅力と資源としてとらえ、その優位性の発想に基づく地域振興を進め、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりが広がってきたが、さらに、地域の主体的取組を一層進めるため、ボランティアやNPO等とともに「新たな公」を育むシステムの構築を行うことが必要である。

一方、奄美群島においては、本土との間に所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差がいまだ残されている等様々な課題がある。特に若年層の人口流

出が続いていることから、産業の発展等によりこの層を中心とした雇用機会の拡大を図ることが引き続き自立的発展に向けての大きな課題となっている。また、奄美群島内の均衡ある発展という観点から引き続き社会資本等の整備を各島において進めていく必要がある。

雇用機会の拡大については、地域の特性を踏まえた地域産業の振興開発を進めるとともに、人材育成を図ることが重要である。この観点から、特に、農業については、島ごとの特性・独自性を生かした高付加価値型農業の進展を図ること、観光については、地理的に東アジアに開かれた位置にあるという利点を生かすとともに沖縄等奄美群島近隣地域との連携を図ることや奄美群島固有の自然・文化を生かすこと、情報通信については、情報通信基盤の整備を進めるとともに情報通信技術の活用による産業の振興を図ることが重要である。また、情報通信技術を活用して離島においても競争力がある高付加価値な製品を生産する企業の誘致を図ることも重要である。

奄美群島の自立的発展を促すためには、総合的かつ戦略的な諸施策の実施が必要であり、このため、引き続き、ハード施策とソフト施策を一体的に実施することが必要である。特に、ソフト施策については、ハード施策の効用を最大化するため、産業の活性化、人材育成、二地域居住等の地域間交流の促進等を図り、奄美群島の特徴や魅力を積極的かつ印象深く情報発信することが重要である。

一方、奄美群島の豊かな自然を守るため、環境保全のための施策に積極的に取り組むことが必要である。

以上のような施策を展開していくためには、振興開発計画に関し、地域住民の参画と地元の自助努力を基にして、鹿児島県や国等の関係者が協力していくことを基本とする法的枠組みにより、各種施策を効果的に実施することが必要である。このため、政府は、関係地方公共団体と協力して平成21年度以降の奄美群島の振興開発のため、地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。なお、この際、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和も考慮すべきである。

なお、独立行政法人奄美群島振興開発基金については、奄美群島で融資・保証業務を一元的に行う機関であり、一定規模の産業資金を供給する等同群島の振興開発に重要な役割を果たしてきたが、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）を踏まえ、自己収入の増加等により財務状況の健全化を一層進める一方、地方公共団体等様々な機関とのネットワークを構築し、資金需要の掘り起こし機能や企業のコンサルタント的役割を強化して起業段階にあるベンチャー企業や事業転換又は事業の多角化を図ろうとする企業をはじめとする地域の事業者を支援する等地域に密着した金融業務を行うべきである。

また、奄美群島が自立的発展を着実に実現していくためには、関係地方公共団体において振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みを設けることを検討するべきである。